

和歌山県立文書館における防災対策

砂川 佳子

はじめに

本稿の目的は、和歌山県立文書館（以下「当館」という。）が災害前・災害時・災害後の防災対策として何ができるのかを検討し、課題解決の方法を明らかにすることである。なお、本論は、令和4年度国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲの修了研究論文を基に大幅に加筆訂正したものであり、館として策定したものではないことをあらかじめお断りしておく。

平成7年（1995）に発生した阪神淡路大震災以降、平成23年（2011）の東日本大震災、平成27年（2015）の関東・東北豪雨、平成28年（2016）の熊本地震、令和6年（2024）元日の能登半島沖地震など、各地で相次いで甚大な被害をもたらす災害が頻発している。

災害は、公文書等⁽¹⁾にも被害を及ぼす。国文学研究資料館⁽²⁾や国立公文書館⁽³⁾では、東日本大震災で被災した公文書等の修復支援事業を発端として、その後も被災公文書等の支援にあたっており、各地の公文書館でも被災した公文書等の修復支援や県内の関係機関との連携体制が整えられ、公文書館は文書の保全や保存の専門機関として、その役割が期待されている⁽⁴⁾。

被災した公文書等の保全や保存をはじめとする文化財レスキューは、阪神淡路大震災を契機とし、神戸大学が中心となって開始された活動で⁽⁵⁾、民間で所蔵される文化財として指定されていない古文書や民具といった資料の救出活動が大規模に行われた。以後、平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災した文化財を救出するために、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」が国立文化財機構をはじめとする13の文化財・美術関係の団体によって組織され、行政も参加して文化財レスキュー事業が実施された⁽⁶⁾。

和歌山県（以下「当県」という。）をはじめとする太平洋沿岸地域では、マグニチュード（以下「M」とする。）8～9クラスの南海トラフ地震が30年以内に発生する確率が70～80%とされており⁽⁷⁾、いつ大規模災害が発生してもおかしくない。当館では、これまで「和歌山県危機事象業務継続計画」⁽⁸⁾（以下「当県計画」という。）の一部として、危機事象発生時に県民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限な行政サービスを示し（第2章で詳述）、また、消防法に基づく防災計画を策定してきた。

和歌山県でも平成23年に紀伊半島大水害、令和5年（2023）6月には大雨により県内各地で浸水被害が発生するなどしたが、当館自身が被災しなかったことから、特にこれといった防災対策に取り組んでこなかった。

一方で、当県では紀伊半島大水害後の平成27年に災害時の相互連携及び県内で文化財レスキュー等を行うことを目的に「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」⁽⁹⁾（以下「和博連」という。）が設立された。当館は和博連に加盟し、かつ幹事館として被災公文書等のレスキュー活動等に参加することが期待されている。

ただし、公文書については、東日本大震災以降、県内沿岸地域の庁舎の高台移転がほぼ完了していること、また近年のDX化に伴い和歌山県内の市町村でも現用公文書の電子化が進んでいることから、現用公文書が被災しレスキューが必要となる可能性は低い。しかし、南海トラフ地震が発生した場合、当県においても民間所在の古文書や市町村で所蔵する歴史公文書等が被災することが想定される。

つまり、当館において、災害時には①最低限維持されるべき館運営業務に加え、②被災公文書等をはじめとした文化財のレスキュー要請への対応が想定されるが、文化財レスキューへ対応するには、まず自館の安全を確認し、非常時においても通常業務の維持を図らなければならない。

令和2・3年度には、国立公文書館から「国際公文書館会議太平洋地域支部（PARBICA）善き統

治のためのレコードキーピング・ツールキット／ガイドライン」20～22の災害計画に関する日本語版が作成・公開されたが⁽¹⁰⁾、令和4年時点で都道府県立公文書館等施設において館独自の計画を策定していたのは、鳥取県のみであった⁽¹¹⁾。当初、国立公文書館による日本語版や他館の先行事例を参考に、当館個別の事情を盛り込んだ計画の検討を想定していたが、比較の難しいことが判明した。

そこで本稿では、当館における災害前・災害時・災害後の防災対策を検討する。第1章において当県及び当館の被害想定と当館における通常業務を確認する。第2章では、災害時に発生する応急対策業務及び通常業務へ移行する段階において生じる業務を整理し、行動計画を示す。第3章では、災害後に想定される文化財レスキューへの対応に必要な他機関との連携等について、当館におけるこれまでの取組と他県との比較を行う。それらを踏まえて今後当館に必要な防災対策とは何か、考えたい。

1. 災害前の防災対策

はじめに述べたように、これまで当館では積極的に防災対策を行ってこなかった。

そこでまず、第1章第1節で南海トラフ巨大地震発生による当県及び当館の被害想定を行い、第2節で当館における文書の保存及び利用を中心とした通常業務について確認する。第3節ではこれらを小括し、現状を把握する。

1.1 南海トラフ巨大地震発生時の被害想定

第1節では、南海トラフ巨大地震が発生した場合の当県及び当館の被害想定について確認しておく。

1.1.1 和歌山県の被害想定

南海トラフ地震とは、駿河湾から紀伊半島の南側の海域を通り、日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として繰り返し発生してきた地震のことで⁽¹²⁾、当県では、約100年周期で発生すると想定されているM8クラスの「東海・東南海・南海3連動地震」と千年に一度あるいはそれよりも発生頻度の低いM9クラスの「南海トラフ巨大地震」の2つの災害について被害想定を行っている⁽¹³⁾。南海トラフを震源域とする直近の地震は、昭和19（1944）年の東南海地震、昭和21（1946）年の南海地震で、それ以前にも、嘉永7年、改元して安政元年（1854）に東南海・南海地震が、宝永4年（1707）には南海トラフ巨大地震が発生している。本稿では、最悪の事態に備えておくために南海トラフ巨大地震による被害想定を用いる。

南海トラフ巨大地震による被害は、地震による被害と津波による浸水の大きく2つに分けられる。地震による被害について、県内では震度6弱から震度7を計測するとし、建物の全壊が約15万9千棟、半壊約10万1千棟の計26万棟が被害を受け、死者約9万人、負傷者は約4万人に上るとみられている。このほか、ライフラインや交通施設への被害、物資や医療機能の不足、災害廃棄物等約2,200万トンの排出が想定されている。

津波による浸水想定では、1メートルの高さの津波が最短3分で到達、さらに最大高8～19メートルの津波が沿岸部を中心に到達し、津波により12,620haが浸水すると想定されている。和歌山県の面積約472,468haからすれば浸水域はわずかにみえるが、当県の場合、沿岸部に都市が発達していることから甚大な被害を受けると想定される。

公文書等のレスキューが必要とされるような巨大地震が発生した場合、当館も被災することは明白であることから、次節では南海トラフ巨大地震により当館で発生する被害の想定を試みる。

1.1.2 和歌山県立文書館の被害想定

当館を含むきのくに志学館⁽¹⁴⁾では、南海トラフ巨大地震によりいかほどの被害を受けるであろうか。当館は、和歌山県和歌山市西高松1丁目7-38にあり、国土地理院地図によると標高6.3メートルに立地する。建物は、平成5(1993)年竣工の鉄骨鉄筋コンクリート造で地下1階、地上3階からなり、施設管理は併設する図書館が担当している。

被害想定によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合の予想震度は7とされ、液状化危険度が高く、20～30cmの地盤沈下も予測される。「和歌山市防災マップ」⁽¹⁵⁾(図1)において、当館は津波浸水想定区域に立地していないこと、想定を超える浸水があったとしても当館収蔵庫は2階に設置されていることから、津波による浸水被害は発生しないことを前提としたい。ライフライン等の被害状況についても、断水、下水道、電力、通信施設、都市ガス等に支障が発生し、県内全域の復旧には相当な時間を要することが想定される。

当館が受ける被害として考えられるのは、地震の揺れや液状化による建物の損壊のほか、エレベーターや什器類の故障、ライフラインの途絶もあるだろう。東日本大震災時、こうしたハード的な被害のほかに、①ガラスの破損及び飛散、②書架等の転倒及び破損、③排架物の落下等が発生したとの報告がある⁽¹⁶⁾。発災が開館時であった場合、④来館者及び職員の負傷などが想定され、当館でも同様の被害が発生すると思われる。

対応策として、建物及び配管の損壊による漏水の処置にはブルーシートでの養生や排架場所の変更、ガラスの破損及び飛散に対しては、破片の処理を適切に行った後、板やダンボール等で塞ぐといった応急処理を施すことが考えられる。施設・設備の修繕等が必要となる場合は、施設管理担当である図書館と連携して原形復旧することとなる。



図1 和歌山市防災マップ

1.2 和歌山県立文書館における保存及び利用に関する業務

当館は、「和歌山県立文書館設置及び管理条例」(平成5年3月30日条例第1号)⁽¹⁷⁾の第1条において、設置の目的を

歴史資料として重要な文書その他の資料(以下「文書等」という。)の収集及び保存を行うとともに、これらの活用を図り、もって県民の学術及び文化の発展に寄与するため

とし、第3条において業務を下記のように定めている。

- (1) 文書等の収集及び保存に関すること。
- (2) 文書等の利用に関すること。
- (3) 文書等の調査研究に関すること。
- (4) 資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- (5) 文書等についての知識の普及啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するため必要な業務

第2節では、当館業務のうち、保存と利用に関するフローを整理し、平常時の業務手順について確認する。通常業務を遂行するにあたって、令和6年4月現在における当館の組織体制は、図2のとおりである。表1は、各担当の具体的な業務内容を示したもので、古文書担当2名及びデジタルアーカイブ担当1名の計3名が文書専門員という専門職である。専門職員3名のうち2名は、紀伊半島大水害発生時に文化財レスキューへボランティア参加するなどの経験をもち、レスキューに必要な知識と技術を習得しており、残る1名も水損資料レスキューの講習を受講済みであることから被災資料に対する知識を持ち合わせている。

業務の整理を行うにあたって、特に保存と利用に限定する理由として、当県計画において、(1)収集及び保存に関すること及び(2)利用に関することについては、縮小業務(「優先業務に準ずるが縮小が可能な業務、業務に係る需要が減少する業務」とするためである(第2章で詳述)。

平常時における文書等の保存に関する業務フローを示したものが図3、利用に関する業務フローが図4である。なお、公文書及び行政刊行物等は、受入時にデータベース登録(フロー図には「DB登録」と記載)とラベル貼付を行うが、古文書の場合、付番・登録作業は受入から保存処理後の整理作業となるため、ここでは記載していない。また、収集業務は災害時でも継続することとされているが、積極的な収集はせず、必要に応じて受入を行う場合、図3の受入、整理室2までの処理とする。

このほか、閲覧室での受付、レファレンス等に関することは各担当で分担し、表1の業務についても相互にフォローしながら実施している。

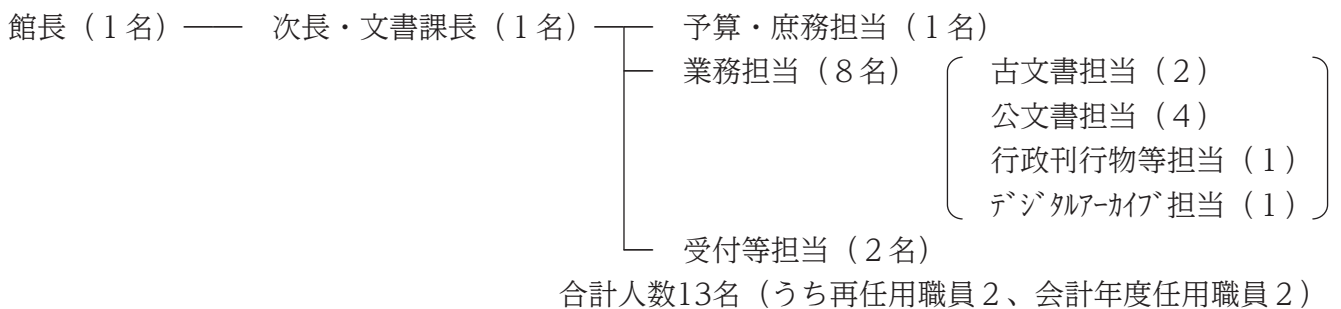


図2 和歌山県立文書館組織図(令和6年4月現在)

令和5年度の保存・利用実績は、古文書の寄贈1件、寄託1件、公文書の引継ぎにより1,544冊を収集・保存した。利用については、来館者数1,472人(1日平均5.1人)、うち県職員による公文書の利用が63件1,044冊、一般利用者による収蔵庫資料の閲覧者数及び冊数が103件761冊、複写申請が10,866枚であった。

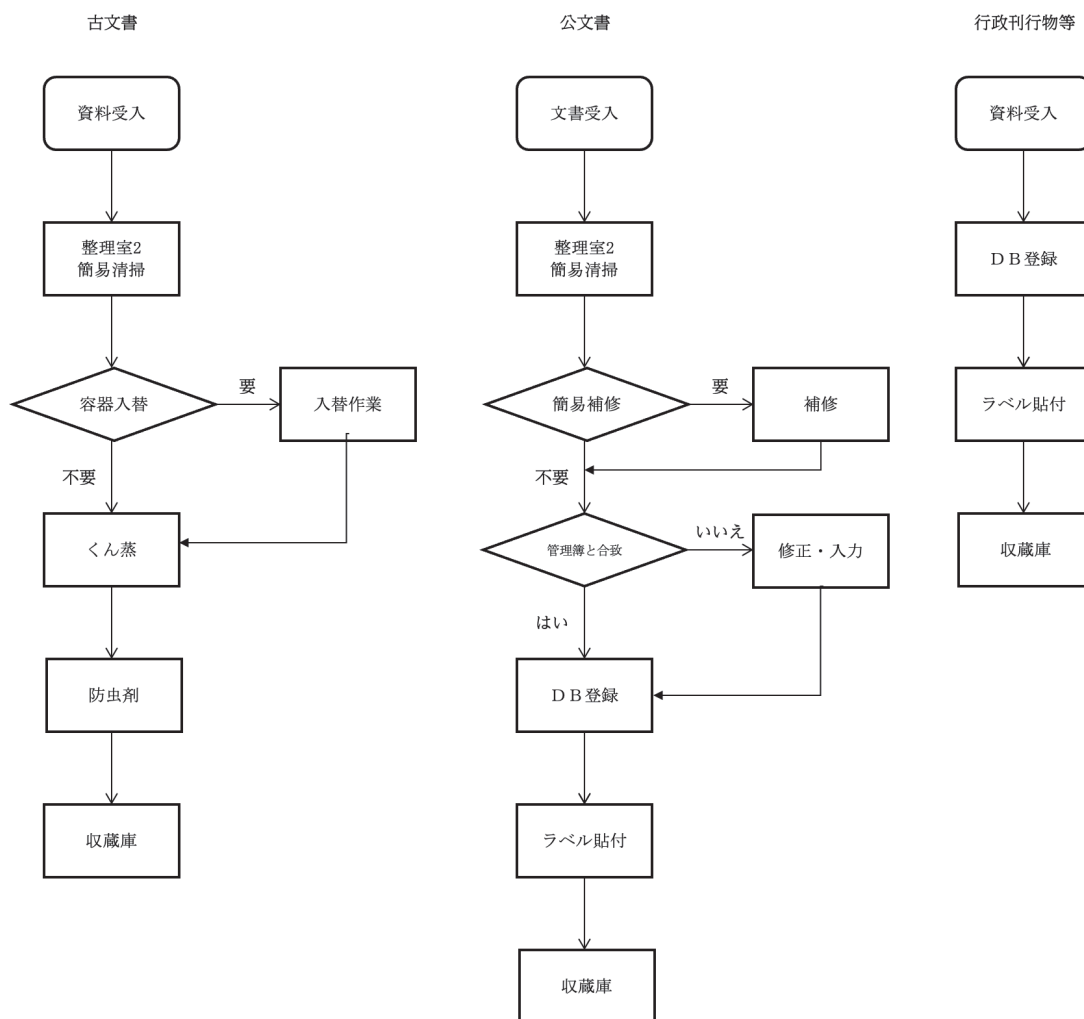


図3 当館における保存業務フロー図

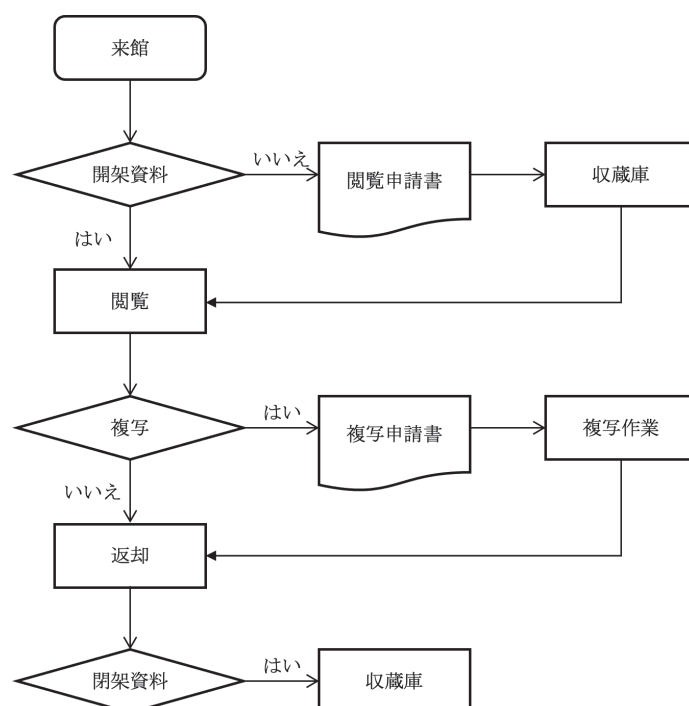


図4 当館における利用業務フロー図

こうした通常業務を災害時にどこまで実施するのかについては、第2章で具体的に検討する。

表1 各担当の業務内容

業 務	業務内容
古文書担当	・古文書の収集・整理・保存・利用に関すること ・パネル展示・ケース展示に関すること ・委託業務（補修・マイクロフィルム撮影）に関すること ・民間所在資料保存状況調査に関すること ・和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議に関すること
公文書担当	・公文書・歴史文書の引継・収集・整理・保存・利用に関すること ・件名目次台帳に関すること
行政刊行物等担当	・行政刊行物等の収集・受入・整理・保存・利用に関すること ・閲覧室の排架・整理に関すること ・委託業務（くん蒸）に関すること ・特別閲覧及び遠隔地からの複写申請に関すること ・所蔵資料の教育利用に関すること
デジタルアーカイブ担当	・WEB 公開対象資料の電子データ作成・収集・整理・保存・利用・調査に関すること ・WEB 公開、運用管理に関すること ・委託業務（デジタル撮影）に関すること

1.3 小括

はじめにで述べたように、今後都道府県立の公文書館では公文書等文化財レスキューへの応援が期待されるのであれば、まず自館の安全と運営を確保したうえでレスキューへ参加することとなる。

そのため第1章では、南海トラフ巨大地震による被害想定及び当館の通常業務について確認した。当館の場合、液状化現象による被害が懸念されるが津波による被害は想定されていないことから、当館自身が文化財レスキューによる支援を受ける可能性は低いと考えられる。事前に施設、設備に対する被害を想定し、応急処置に必要な資器材を用意するほか、被害を軽減するための措置を講じておくことが事前の対策となろう。

次章では、災害時の行動計画を中心に復旧するまでの防災対策について検討する。

2. 災害時の防災対策

第2章では、南海トラフ巨大地震が発生した場合の業務について検討する。大災害が発生した場合、職員は県の応急対策業務に動員され、管理職2名及び専門職員1名の計3名で文書館の保存・利用業務に対応しなければならない可能性が高い。こうした状況で当館が維持・継続すべき最低限の業務と通常業務へ戻るまでの業務の優先順位を整理し、災害時の行動計画を示す。

2.1 災害発生時の業務

ここでは災害発生時における当館の応急対策業務と通常業務へ戻るまでの業務の優先順位を整理したい。

南海トラフ巨大地震発生など、甚大な被害をもたらし、県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、和歌山県自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制

約が生じることが考えられることから、県は応急対策業務を実施する一方で、県民生活に密着する行政サービス提供業務や県の基幹業務など「継続の必要性の高い通常業務」（「優先業務」という。）を、災害発生時においても応急対策業務と並行し継続して実施しなければならない。

こうした事態に対応するため、和歌山県では、和歌山県危機事象業務継続計画⁽¹⁸⁾を定めて非常時の業務について整理し、業務の優先順位を公表している。当県計画では、発災後に発生する応急対策業務を、

- ・被害状況、被災状況の調査
- ・医薬品・飲料水・食糧・救援物資等の確保
- ・道路・橋梁等の応急対策工事
- ・応急仮設住宅建設、被災建築物の応急危険度判定

等とし、通常業務のうち「優先業務」を

- ・実施しなければ県民の生活や生命等に甚大な支障が生じる業務
- ・業務を実施しなければ県としての機能維持に支障が生じる業務

図1. 発災後の業務推移のイメージ

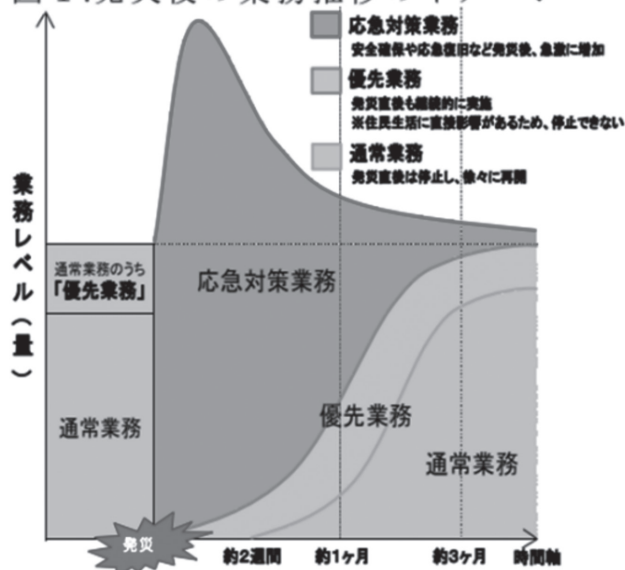


図5 「図1. 発生後の業務推移イメージ」

と定めている。さらに通常業務には、「縮小業務」及び「休止・中断業務」を設けて、発災から通常業務に戻るまでの業務内容を整理し、時間の経過とともに業務内容の変化を図式化している（図5）。

ここで問題となるのが、職員の動員である。災害が夜間や休日に発生した場合、県の災害対策本部支部に動員される緊急防災要員として筆者が任命されている⁽¹⁹⁾。緊急防災要員とは、初動体制確立のために設置される職員で、発災後すぐに指定された庁舎へ参集しなければならない。それ自体は公務員として当然のことではあるが、初動体制確立の定義や期間が定まっていないことや人員が充足しなければ動員が続き、専門職員として文書館の業務に携わることができない可能性がある。また、管理職以外の職員も物資の配給支援などで動員される蓋然性が高い。

次節では、災害時の限られた人的物的資源のなかで、当館が復旧し再開館に必要な最低限の業務や手順を想定していく。

2.2 応急対策業務

当館における応急対策業務としては、被害状況、被災状況の調査がまずあげられよう。開館時間中に災害が発生した場合に発生すると想定される業務を他の都道府県の業務継続計画等を参考にして作成したのが表2である。この段階では自館の業務に集中し、文化財レスキューへの参加や要請は受けけない。

表2 応急対策業務

優先順位	初動業務	目標復旧時間				復旧時点における稼働レベル	担当者及び代理者
		目標復旧時間	3時間	1日	3日		
1	来館者・職員の救助・搬送に関すること	0時間	○			来館者・職員の救助、搬送の実施	次長、庶務担当
2	施設・設備の安全確認・保全措置に関すること	0時間	○			施設・設備の安全確認	庶務担当、次長
3	職員・家族の安否確認、職員の参集確認に関すること	0時間	○			安否確認の実施	次長、庶務担当
4	指揮命令系統、連絡系統の確立に関すること	1時間	○			指揮命令系統の確立	館長、次長
5	避難所開設に関すること	1時間	○			立入禁止区域の設定	次長、公文書担当
6	使用可能な所属内の業務資源の確認	2時間	○			使用可能な所属内の業務資源の把握	庶務担当、次長
7	人的資源・物的資源の配分調整に関すること	2時間	○			配分調整の決定	次長、館長
8	関係機関との連絡調整	2時間	○			連絡手段の確保	次長、古文書担当
9	施設内被害状況（収蔵庫1及び公文書）に関すること	2時間	○			被害状況及び利用可能範囲の把握	公文書担当、行政刊行物等担当
10	施設内被害状況（閲覧室及び行政刊行物等）に関すること	2時間	○			被害状況及び利用可能範囲の把握	行政刊行物等担当、公文書担当
11	施設内被害状況（収蔵庫2及び古文書）に関すること	2時間	○			被害状況の把握	古文書担当、公文書担当
12	施設内被害状況（デジタルアーカイブ）に関すること	2時間	○			被害状況の把握	デジタルアーカイブ担当、行政刊行物等担当
13	休館又は開館の決定	2時間	○			休館又は開館	館長、次長

あくまで図書館の担当であることからここでは特に記していないが、建物の被害状況確認は、当然図書館職員とともに協力して実施することになる。来館者・職員の避難及び安全確保や収蔵庫内の被害状況の確認など、災害時に発生する業務のほか、当館の場合、避難所開設業務が加わるのが特徴である。

被害状況把握の結果、所蔵資料の出納が困難な状況にあることが確認された場合、和歌山県立文書館管理規則第3条第1項に基づく臨時休館とすることとし⁽²⁰⁾、主管課である文化学術課を通じて知事の承認を得る。

当館を含むきのくに志学館は、和歌山市の「避難所」、「避難場所」に指定されており⁽²¹⁾、災害の規模によっては長期的な避難所となる。和歌山市の避難所開設基準は、和歌山市域で震度5強以上の地震発生、和歌山県内に津波警報又は大津波警報発表、地区内に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された時としている⁽²²⁾。

きのくに志学館内で避難所として指定されているのは、屋内1階の図書館サロン、2階のメディア・アート・ホール、講義・研修室、ふれあいルーム（図6）と屋外の駐車場である。収容人数は588人、駐車場は77台、そのうち3台は身体障害者用である⁽²³⁾。令和4年、駐車場にマンホールトイレが設置された。避難所として指定されているスペースは上記の通りだが、避難所運営マニュアルによると、福祉スペースや授乳室、女性用更衣室等の設置が望ましいとされることから、館内の会議室や控室といった小部屋の利用も想定される。

避難者になるべく快適に過ごすことができるような環境づくりを目指したいが、当館で収蔵する公文書には、当然ながら個人情報が含まれるものもあり、収蔵庫付近に避難者が容易に立入りできる状況は好ましくない。避難所と館の運営に必要なスペース及び動線を分けるために、なるべく避難所開設前に立入禁止区域を明示しておきたい。

また、発災から避難所が開設され運営が軌道に乗るまでは、市職員とともに図書館・文書館職員も施設管理・使用者として、避難者の受入れや支援物資配給といった業務への応援が考えられる。避難所運営に関することは文書館の業務ではないが、発災後の館運営にも影響が及ぶこと、また都道府県立の公文書館で避難所に指定されているのが当館のみであることから、特に記しておく。

フロア	施 設
1 階	(1)図書館サロン
	①整理室 1
2 階	(2)メディア・アートホール
	(3)講義・研修室
	(4)ふれあいルーム
	②整理室 2
	③館長室
	④執務室
	⑤閲覧室
	⑥収蔵庫 1
	⑦収蔵庫 2

() は、避難所となる施設、丸番号は文書館使用施設

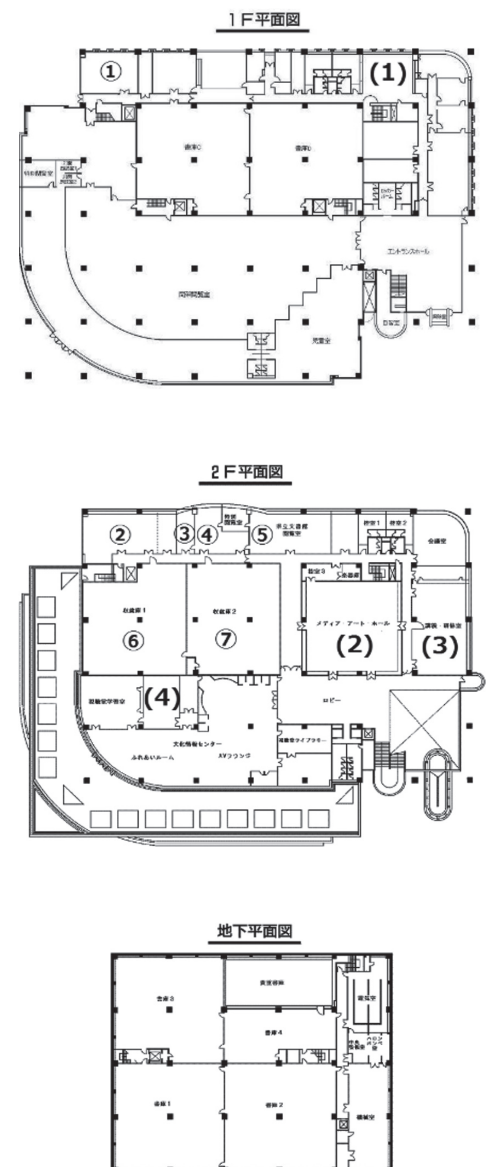


図6 きのくに志学館建物平面図

2.3 通常業務への移行

応急対策業務が落ち着いてきたら、通常業務への移行を進めていく。当館の場合、県全体の業務継続計画において優先業務とされる業務はないが、保存・利用については縮小しながらも業務を継続していく必要がある（表3）。

表3 当館における災害時の業務

優先業務	通常業務	
	縮小業務	休止・中断業務
	文書等の収集及び保存に関すること	文書等の調査研究に関すること
	文書等の利用に関すること	資料集等の編さん及び刊行に関すること
		文書等についての知識の普及啓発に関すること
		県史編さんに関すること

災害時の保存業務について、公文書等に発生する被害の種類と対応の手順を示したのが図7である。当館収蔵庫が津波により浸水することは想定していないが、配管の故障や建物の破損からの雨漏りによる水損の可能性もあることから、公文書等が水損した場合も想定しフロー図を作成した。落下による文書の破損等が発生した場合は、利用頻度の高いものや被害の大きかったものから保存（修復）処理を行うこととし、古文書原本であれば、寄託、寄贈、館蔵資料の別により手当てし、優先順位をその都度判断しながら段階的に利用可能な状態へ復旧していく。

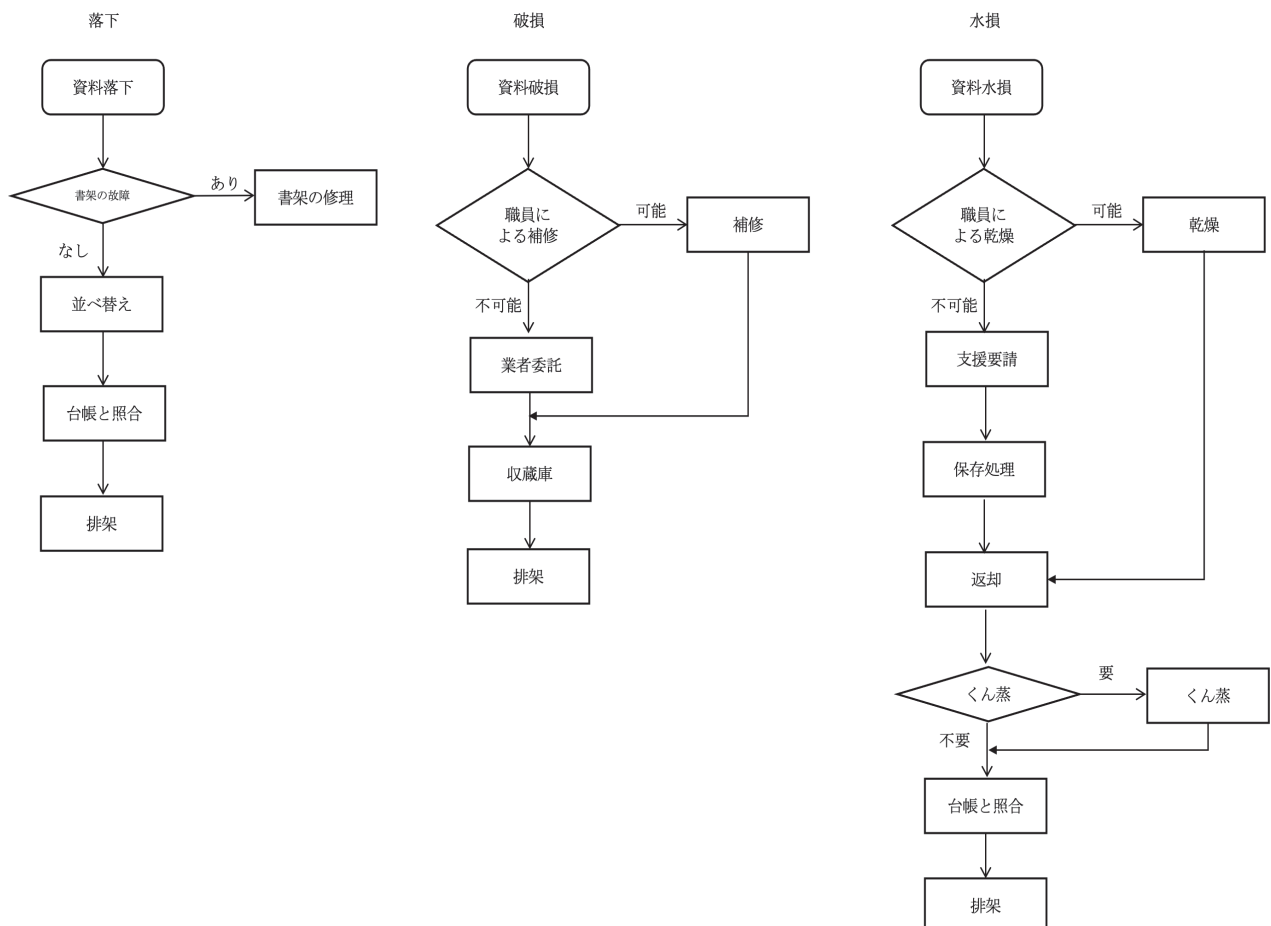


図7 文書等の被害と保存フロー図

保存に目途がつき、利用業務の再開が視野に入ってきたとしても、当館の場合、図書館との調整が必要であることと、避難所が開設されていると想定されることから、休館が長期間におよぶ可能性も考えられる。しかし、復旧・復興事業の立案や策定にあたっては、当館で保存する公文書等の利用も見込まれるため、県職員による公文書の利用を可能とすることを第一に優先したい。利用の再開に至る手順として、当館の業務に則した具体的な業務と優先順位を示すために作成したのが、表4である。

表4 通常業務

優先順位	業務	着手目標時間							復旧時点における稼動レベル
		3時間	1日	3日	1週間	2週間	1か月	3か月	
1	収蔵庫1の応急措置			○					公文書の出納が可能
2	公文書の行政利用に関する事務			○					公文書の行政利用に対応が可能
3	庶務・会計に関すること			○					庁内LANの利用可能又は代替手段による実施
4	デジタルアーカイブに関すること				○				バックアップデータによる公開
5	行政刊行物等の利用に関する事務				○				行政刊行物等の行政利用に対応が可能
6	収蔵庫設備の修繕手配					○			収蔵庫1の書架の利用が可能
7	公文書の排架						○		担当者以外の対応が可能
8	行政刊行物等の排架						○		担当者以外の対応が可能
9	古文書の複製物の利用に関する事務						○		古文書の複製物の利用が可能
10	古文書の整理							○	古文書原本の閲覧が可能
11	文書等の収集に関する業務							○	古文書の寄託・寄贈の受入を再開

図5とともに確認すると、復旧する資料の優先順位と着手目標時間は、公文書を第一として発災後3日、次にデジタルアーカイブ及び行政刊行物等は1週間後とし、最後に古文書の整理を通常業務に戻る3か月後と設定した。

公文書の利用とは、当館の整理番号により出納可能な状態であることとし、南海トラフ巨大地震のような災害の場合、余震が継続することも考え、落下した公文書はすぐ元通りに排架せず、暫定的に床に並べ置くといった措置をとる。施設設備が破損している場合は、改修工事終了後に元の場所へ排架する。

公文書が利用可能な状態へ復したら、次に複製資料を提供できるデジタルアーカイブの再開に着手する。当館は避難所に指定されていることから、電気や通信インフラの復旧が優先的に行われることが期待されるが、避難者の様子や周辺地域の状況を見極めながら再開させたい。また、行政刊行物等

についても職員による利用を考慮し、最後に古文書複製物及び原本に対する処置を行う。

表4では、他の都道府県の例にならって着手目標時間を設定しているが、災害の規模や被災状況によって目標どおりに進むとも限らず、復旧が遅れることも起こり得る。しかし、こうした優先順位を整理しておくことで、災害が発生した場合でも落ち着いた対応が可能となる。また、文化財レスキューへの応援可能な復旧段階に至っているかを判断する目安にもなる。

当館の場合、表4の優先順位3庶務・会計に関することが可能となり、2の公文書の行政利用に関する事務まで復旧を終えたら、文化財レスキューへの参加を検討することとしたい。

2.4 小括

第2章では、災害時に発生する応急対策業務及び通常業務へ戻るにあたって生じる業務を整理し、通常業務への移行段階における保存・利用の業務について、優先順位を設定した。第一に優先する業務として、県職員による公文書の閲覧とし、次に行政刊行物等、最後に古文書の閲覧とする。保存については破損の程度によるが、公文書、古文書、行政刊行物等の順に着手し、古文書は寄託・寄贈や利用頻度によって修復作業の優先順位を決定することとした。

公文書の行政利用が可能となる時期は、簿冊の落下状況等にもよるが、現状の想定であれば最低でも3日間は館運営の維持・継続に必要な業務を優先することになる。文化財レスキューへの応援は、通信手段の確保と県職員による公文書の閲覧が可能となった段階で検討することとした。

実際に南海トラフ巨大地震が発生した場合、管理職及び動員を免除されている職員1名以外は、県の応援業務に動員されることが予想される。第2章で検討した館の運営業務は、管理職及び動員の範囲外の職員が従事することが考えられることから、今後個別の業務についても復旧作業マニュアルの作成を検討したい。

災害発生時の防災対策は、被害の軽減と災害時の混乱を防ぐといった内容が求められる。

3. 災害後の防災対策

第3章では、公文書等をはじめとした文化財の防災対策について、第1節で当館におけるこれまでの取組を、第2節で他県での取組と比較し、当館が今後必要な防災対策を明らかにする。

3.1 和歌山県立文書館における取組

3.1.1 民間所在資料保存状況調査

平成7年に発生した阪神淡路大震災において、当館では被災資料の救援活動への人員派遣や一時保管といった支援を実施した。その際、事前に民間所在資料の所在地情報が確認されていた地域とそうでなかった所とでは、救援活動の差が歴然としていたことから、日ごろの所在情報の把握が大事であるとの教訓を得⁽²⁴⁾、『『どこの誰が、どんな資料を、どんなふうにもっているのか』を確認する所在状況調査等の活動を通じて、市町村と当館が共同して資料を現地で保存していくことを究極の目標』として、平成9（1997）年度から地域史料保存事業を開始した⁽²⁵⁾。当初3年間は、海南・海草地域及び新宮・東牟婁地域を対象とするモデル事業とし、平成12（2000）年度からは、当館の通常事業となったことから「民間所在資料保存状況調査」と名称を変更して継続している。

この調査の前に、和歌山県では昭和40年度から50年度にかけて県教育委員会によって全県的な古文書の所在調査が行われ、724件の文書群の所在が明らかにされていた⁽²⁶⁾。「民間所在資料保存状況調査」では、県教委による調査の再確認（追跡）に加え、自治体史編纂時に確認された資料情報の追加

や新資料の発掘も含めて所在確認を行った。調査は、現地の文化財保護審議委員等を務めるなどしていた方々を「民間所在資料調査員」に委嘱し、各調査員が現地調査を実施した。

実地調査では、事業の趣旨に基づき、文書目録の作成・撮影等は行わず、所在の確認と保管環境の把握等最小限の情報収集にとどめ、平成17（2005）年度をもって県内市町村を一巡し、調査を終了している。

調査の結果、散逸・行方不明や所蔵場所変更を含む953件の所在情報を得ることができた。事業報告書を市町村へも送付し、災害時の迅速な対応を期待して情報共有を図り、継続的な関係構築を目指して研修会等を開催していたが、ちょうど市町村合併の時期にあたっていたことや、調査が終了したことによって市町村との関係性が途切れてしまった。

その後、平成23年に発生した紀伊半島大水害では、未指定文化財や民間所在資料の救出や保全を行政も支援するという認識が、当県では不十分であったことから、「民間所在資料保存状況調査」で収集した情報を活用した被災確認調査は実施されることがなかった。しかし、同年発生した東日本大震災での被害を受けて、民間所在の未指定文化財へも行政の支援が行われるようになってきたことから、当館でも改めて民間所在資料調査の追跡・補強調査を行うことを方針発表し⁽²⁷⁾、平成26（2014）年度から民間所在資料保存状況調査を再開した。

3.1.2 地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業

紀伊半島大水害の反省を経て、民間所在資料保存状況調査を再開することとなった平成26年度、和歌山県立博物館（以下、「県博」）を主体とし、文化庁補助事業「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」（以下、「『災害の記憶』事業」）が採択されたことから⁽²⁸⁾、県博、和歌山県教育庁文化遺産課（以下、「文化遺産課」）及び当館をはじめとした他機関・団体と連携・協力し、事業のなかで民間所在資料保存状況調査を進めることとなった。

年 度	調査対象地域
平成 26 年度	御坊市、美浜町、日高川町、那智勝浦町
平成 27 年度	すさみ町、串本町、太地町
平成 28 年度	由良町、印南町
平成 29 年度	新宮市、北山村
平成 30 年度	日高町、白浜町
令和元年度	過去 5 年間のまとめ、追加調査
令和 2 年度	湯浅町、広川町
令和 3 年度	田辺市、上富田町

表5 「災害の記憶」事業の調査年度と対象地域

この調査では、「災害の記憶」を伝える文化財を中心とした調査ではあったが、それ以外にも民間で所蔵される公文書等をはじめとした未指定文化財（無形文化財や民俗文化財等も含む。）の所在確認も実施した。特に県内30市町村のうち、19自治体が瀬戸内海及び太平洋に面しており、沿岸部は津波の被害を免れ得ないことから、これら沿岸部の自治体を優先して調査を実施した。

「災害の記憶」事業では、平成17年度までの成果の利用はもちろん、改めて現地の教育委員会担当者や郷土史家の方々の協力を得て所在確認調査を行い、県、市町村、所蔵者のネットワークを再構築した。前回の所在確認調査は調査員に委嘱して実施したが、この調査では文書館専門職員が自ら現地調査に出向き、所蔵者と直接コミュニケーションをとることができた。令和3年度で文化庁補助事業は終了し、調査を終えた市町村は表5のとおりである。

事業成果として、年度ごとに『先人たちが残してくれた「災害の記憶」を未来に伝える』という小冊子をまとめ⁽²⁹⁾、現地学習会と題して対象地域で講演会を開催し⁽³⁰⁾、当館でも民間所在資料保存状況調査の結果を報告している⁽³¹⁾。

文化庁事業としては令和3年度で終了したが、同4・5年度は当館の民間所在資料保存状況調査と

して田辺市の調査を継続した。田辺市は、平成17年に日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同大塔村、東牟婁郡本宮町と合併しており調査地域が広大であったことから、複数年度に分けて調査を行ったものである。

令和6年度は、海南市の調査に着手しており、残るは11市町の調査が未実施である。そのうち津波による被害が想定されるのは、和歌山市、有田市、みなべ町、古座川町の2市2町である。今後も館の業務として調査を継続し、公文書等の所在把握を通じて当該市町との連携に努めていきたい。

3.2 他県における取組

当館における防災対策を考えるにあたって、他県で市町村との連携・協力がどのように行われているのかを詳しくみていく。

当館では、民間所在資料保存状況調査を実施することで、市町村との連携を図ってきたが、事業が終了するとともにその連携関係も途絶していた。今後、当館が災害後に期待される役割として公文書等をはじめとした文化財レスキューにあたる場合、所蔵者との連絡や保管・作業場所の確保など、市町村との連携は欠かせない。ここでは、鳥取県と埼玉県の事例を取り上げ、特に根拠規定の有無、組織・支援体制の構築、平時の取組の3点について検討する。

鳥取県立公文書館は、知事部局総務部政策法務課に属し、歴史資料として重要な鳥取県の公文書や行政資料、統計資料を収集・保存している施設で、新鳥取県史編さん事業の成果や収集資料を活用する取り組みも継続的に行っている。

同公文書館では、平成28年2月県議会での一般質問を機に「鳥取県立公文書館在り方検討会議」を設置し⁽³²⁾、災害時における連携・協力についても協議がなされていたところ、同年10月に鳥取県中部地震が発生した。それにより被災文書のレスキュー活動を実施し、県内市町村の公文書等の保存に対して積極的な措置をとった。これを契機として災害時の連携ルールについて関係機関で検討が開始され、同年12月に「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」が制定された⁽³³⁾。その8条において、

県は、災害が発生したときその他歴史公文書等の滅失又は破損のおそれがあると認められるときは、その保有主体その他の関係者との連携と協力により、必要に応じ、当該歴史公文書等の一時的な保管場所の確保その他の適切な措置を講ずるものとする。

とし、知事部局（公文書館等）と教育委員会（博物館、図書館等）が連携して、歴史的に重要な資料の滅失又は破損を防止するための支援を行うとしている。

鳥取県では公文書館法と、この条例に基づき「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」を県及び県内全市町村で組織している⁽³⁴⁾。この会議では、専門家を招いての研修会、資料救出に必要な資器材の備蓄、普及啓発活動として巡回展を行うなどの活動がなされている。そのなかで平時にできる対策として、関係機関相互の情報共有、文書の所在調査・把握、被災資料の避難先の想定、資器材の備蓄、他都道府県での事例収集及び共有にも言及している。また、「災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画」を策定し、災害時の連携・協力に取り組んでいる。災害時の連携体制についても教育委員会文化財課を窓口に一本化しつつ、各関係団体等の連絡を想定しており、鳥取県の事例は、法的根拠や連携体制をはじめ、平時の取組まですべて整えられている、理想の状態といえよう。

次に、埼玉県立文書館の取組をみていく。埼玉県立文書館は、教育委員会所属の機関で公文書のほか古文書も扱う。

埼玉県では鳥取県のように条例はないものの、「埼玉県立文書館管理規則」の12条で所掌する事務として「十 他の文書館その他の関係機関、団体等との協力に関すること。」と定めている⁽³⁵⁾。これを根拠に、県内市町村等、県立博物館・図書館、ボランティアといった組織との連携・協力を行っている。

特に市町村との連携・協力については、「埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（略称：埼玉史協）」を設置し、埼玉県内に残された文化遺産としての歴史的公文書や古文書等の記録資料（アーカイブズ）の保存・公開体制の推進や普及を目的に、県・市町村の担当課所館を会員としている。当初は、県下の自治体史編さん担当課所館の連携組織として昭和49（1974）年に埼玉県市町村史編さん連絡協議会として設立された団体で、平成3（1991）年に現在の名称へ変更されたという⁽³⁶⁾。

埼玉史協では、地域史料実務研修会、主管課長等研修会等の企画・実施や会報の刊行などを通じて市町村との連携・協力を実施している。特に昭和60（1985）年に発足した第1次専門研究委員会により始まった調査・研究活動は、市町村の担当者が公文書や地域史料の実務や保存に活用できる、ブックレットシリーズとして刊行されてきた。その後、東日本大震災で地域史料のレスキュー活動を支援し、自らの防災意識を高めるため、平成24（2012）年に第7次となる専門研究委員会を組織し、その成果を『地域史料の防災対策』として同26年に刊行している⁽³⁷⁾。

同書第5章で、今後の展望として「関係団体との連携・協力」及び「災害時の支援体制のネットワーク化」をあげている。埼玉県では、埼玉史協のほかに埼玉県文化財保護協会、埼玉県博物館連絡協議会のあわせて3団体があり、それぞれの団体で防災対策や災害対応に取組、さらにこれらの3団体が合同で研修会を開催し情報交換を行っている。また、令和2（2020）年に制定された「埼玉県文化財保存活用大綱」の第4章文化財の保存活用の目指すべき方向性と取組においても連携の強化が述べられており⁽³⁸⁾、市町村との連携・協力が継続して取組まれていることが読取れる。

埼玉史協にとって災害対策はこれまでの活動のあくまで一部であって、鳥取県や後述する当県のように災害に特化した取組や組織ではないことが特徴といえよう。埼玉県の場合、規則による規定、平時の取組が認められるが、災害時の支援体制が各分野・団体ごとに行われ、県全体として構築されていないことが課題とされている。

3.3 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議

当県の場合、市町村との連携・協力に対する明確な根拠規定といえるものはなく、当館設置条例という設置目的「県民の学術及び文化の発展に寄与」及び同条例第3条第6項「文書館の設置の目的を達成する必要な業務」として行ってきた。市町村との連携・協力については、民間所在資料保存状況調査の終了とともに途絶していたが、平成23年の紀伊半島大水害の発生後、「災害の記憶」事業により、県博、文化遺産課とともに、市町村との連携・協力関係が改めて生じていたことに加え、東日本大震災の際に文化財レスキューに関わった和歌山県立近代美術館の発案により和博連（「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」）が組織された。

和博連会長は県立博物館長、副会長を県立近代美術館長及び文化遺産課長とし、事務局を県立近代美術館に置いており、構成団体78のうち、17組織の幹事のほか、代表幹事及び副代表幹事各1名を定めている。構成団体の内訳は、県庁関係機関をはじめ、市町村教育委員会、大学等の研究施設、歴史資料保全ネット・わかやまといったボランティア団体や和歌山県建築士会等、幅広い分野の官民組織からなる。県内すべての関連組織や団体が加入しているわけではないが、災害時には文化遺産課を窓口として県内外との情報交換を行い、県内の公文書等を含む文化財レスキュー活動を助言・支援する体制が整えられている。和博連の副代表幹事を当館職員が務めるが、当館主体の組織ではないことが、鳥取県や埼玉県の事例と異なる。

和博連では、災害時の文化財レスキューのほか、平時の取組として担当職員への研修会、文化財等の所在確認調査、普及啓発活動を行うとし、平成27年度及び令和6年度には水損資料のレスキューワークショップを開催するなど、会員のスキルアップの機会を設けている。コロナ禍による中断もあったが、平時の取組として研修の機会を確保し、定着させていくことが課題である。

当県では、市町村との連携・協力の根拠となる規定が不明確であることや、和博連が組織されているものの、団体同士のつながりが弱かったり、災害発生時の役割分担や救援要請の手順が策定されていなかったりなど課題も多い。また、当館と市町村文化財担当者との信頼関係の構築も十分であるとは言えないことから、残る4市7町の民間所在資料保存状況調査を通じて市町村との連携・協力を深めていきたい。

3.4 小括

第3章では他都道府県との事例比較を通じて、当館に必要な防災対策とは何か検討した。

第1節で当館がこれまで行ってきた防災対策として、民間所在資料保存状況調査及び「災害の記憶」事業について詳しくみた。所在情報の把握は、第2節の鳥取県の事例でもあったように、事前の防災対策として有効であろう。今後災害が発生した場合、レスキューへの迅速な対応を可能とするために、今後も沿岸自治体を優先しながら継続していく。

第2節では、市町村との連携・協力について、鳥取県と埼玉県の実例を取上げた。

鳥取県の場合、災害時の連携体制構築にあたっては、トップダウン的な要素を含みつつ、目の前の災害に対応するために組織された点で当県と類似性がある。しかし、当県の場合、行政機関のほか、民間団体等を含むことも相まって、連携体制の維持や活動の根拠となる規定の制定に至っていない。条例の制定とまではいかずとも、埼玉県のように館の業務として位置付けていくことが今後の課題である。

また、埼玉県では自治体史編さん時の協力関係を基にしたボトムアップ型の連携体制が構築されている。災害後に連携体制を構築した当県の場合、危機事象が落ち着き、活動の根拠となる規定や拠点となる組織が作られなかったことから、民間所在資料保存状況調査や和博連の枠組みのなかで調査や研修を継続し、信頼関係の構築と連携体制の強化を図っていきたい。

以上、市町村との連携・協力についてみてきたが、現状では館として文化財レスキューに参加する根拠を持たず、主体的な活動とならないことが大きな問題である。館としての役割を踏まえつつ、和博連の各機関とも協議しながら環境を整えていきたい。

おわりに

南海トラフ巨大地震のような関東から九州の太平洋沿岸地域に甚大な被害を及ぼすと想定される災害が発生した場合、当県は文化財レスキューの支援を受ける側になると思われる。しかし、大規模災害が発生した場合、救援委員会等の支援団体自身も被災することが予想され、また支援を必要とする地域・団体も多数にのぼることから十分な支援を早期に受けることができない恐れがある。こうした事態を想定しつつ、災害時に当館が求められる役割、①最低限維持されるべき館運営業務及び②被災公文書等をはじめとした文化財のレスキュー等の要請に応えることができるよう、災害前・災害時・災害後の防災対策を進めていく必要があった。

これまで当館では、災害前の対策として県の業務継続計画に則った業務の整理であったり、災害後の文化財レスキュー組織の運営にかかわったりするなどしてきたが、災害時や直後の防災対策についての検討が不十分であった。

そこでまず、第1章において南海トラフ巨大地震が発生した場合の当県及び当館の被害想定を確認

し、当館における保存及び利用に関する業務について整理した。保存と利用の業務に限定したのは、業務継続計画に定められているためである。当館は、液状化現象による建物の破損等の被害が発生すると予想されるものの、津波による浸水被害の範囲に含まれていないことから、自館が外部の支援を受けるほどの甚大な被害はないと想定した。

第2章では、検討がされていなかった災害時の対応として、当館の応急対策業務及び通常業務への移行段階における業務を整理し、復旧段階と優先順位を設定した。優先する業務は、県職員による公文書の閲覧利用の再開とし、閲覧利用が可能な程度の保存措置をとることとする。次に行政刊行物等、古文書の順に保存・利用のための処置を行うこととした。

第3章では、災害後に要請されるであろう文化財レスキューへの対応を考慮し、市町村との連携・協力について、当館のこれまでの取組を確認し、鳥取県及び埼玉県の事例と比較をおこなった。当県の場合、市町村と連携するための根拠規定がないこと、和博連の主体が当館ではないことを指摘した。今後は、民間所在資料保存状況調査をつうじた信頼関係の構築を目指すと同時に、和博連による研修を定着させるなど、市町村担当者をはじめとした関係機関との連携を密にしていく必要がある。

以上、当館が災害前・災害時・災害後に必要と思われる防災対策として何ができるのかを検討した。災害前の防災対策として、施設・設備にかかる被害を想定し、応急処置のための資器材の用意や被害の軽減をはかる措置をとることなどが対策の中心となる。具体的には、ガラス飛散防止フィルムの利用等が考えられよう。

また、災害後の対策として取り上げた、市町村との連携について、館業務へ位置付けることとし、民間所在資料保存状況調査の継続についても、残る沿岸部の自治体を優先しながら順次民間所在資料保存状況調査を実施する。通常業務と並行して行うため長期的な取り組みとならざるを得ないが、着実に進めていきたい。

災害時の防災対策として、災害時の行動計画を検討したが、災害の規模により、計画どおりに復旧できるとも限らない。表2 応急対策業務の「施設内被害状況の確認」や、表4 通常業務における「収蔵庫1の応急措置」などの手順を示したマニュアル作成などの課題も残る。

災害後の防災対策として、和博連内部における役割分担や救援要請の手順といった問題がある。こうした問題を事前に一つずつ洗い出し、解決策を見出しておくことが課題である。

最後に、本稿では災害時に当館が求められる役割を①最低限維持されるべき館運営業務及び②被災公文書等をはじめとした文化財のレスキュー要請への対応等とし、特に①について検討した。その結果、①最低限維持されるべき館運営業務については一応の目途がついた。

自館の防災対策もさることながら、②被災公文書等をはじめとした文化財のレスキュー等の具体的な内容、すなわち和博連によるレスキュー開始の基準や役割分担等の検討も今後行っていく必要があるだろう。

筆者がこの論文を執筆した令和4年には、公文書館施設における業務継続計画を策定していたのは鳥取県だけであったが、令和5年度に神奈川県立公文書館でも「資料防災計画」が策定されるなど⁽³⁹⁾、公文書館施設における防災・減災への意識も高まりつつある。当館においても本論で検討した内容を改めて整理・点検し、本稿では検討できなかった点なども含め、発災から復旧の手順を想定した館の計画を策定するなど、防災対策をさらに進めていきたい。

注

- (1) 「公文書等」という語を用いる場合、行政文書と歴史的公文書及び地域資料(古文書)を包括した名称とする。
- (2) 青木睦「被災した組織アーカイブズの消滅と救助・復旧に関する検証—基礎自治体を事例に—」(『国文学研究資料館紀要』12号、2016年)
- (3) 「東日本大震災復興支援」(国立公文書館HP) <https://www.archives.go.jp/about/activity/reconstruction/>
- (4) 例として、広島県及び鳥取県の事例をあげておく。
西向宏介・下向井祐子「広島県立文書館における「平成30年7月豪雨」被災文書のレスキューと保全活動」(『広島県立文書館紀要』第15号、2020年)、https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/kiyo/kiyo_15nishimukai-shimomukai.pdf
伊藤康「近藤家文書「一時預かり」の事情—鳥取県西部地震の頃を回想する—」(『鳥取県立公文書館紀要』第7号、2012年)、<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/986104/7-5.pdf>
- (5) 「ご挨拶」(歴史資料ネットワーク)、<http://siryo-net.jp/%E5%8F%B2%E6%96%99%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%81%94%E6%8C%A8%E6%8B%B6/>
- (6) 「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)」(文化庁HP)、<https://www.bunka.go.jp/earthquake/rescue/index.html>
- (7) 「南海トラフ地震関連解説情報 令和6年7月5日」(気象庁HP)、<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nteq/index.html>
- (8) 「和歌山県危機事業業務継続計画」(和歌山県HP)、https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011600/soumu/bcp_d/fil/keikaku.pdf
- (9) 「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」令和6年7月現在、和歌山県内の博物館、図書館、文書館、資料館、研究施設、各市町村教育委員会、県など78機関で構成されている。
- (10) 「国際公文書館会議太平洋地域支部(PARBICA) 善き統治のためのレコードキーピング・ツールキット／ガイドライン20～22」(国立公文書館HP)、https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/PARBICA_guideline_20_JP.pdf
- (11) 「公文書館事業継続計画(第二版)」(平成29年7月)、公文書開示請求により入手。
- (12) 「南海トラフ地震について」(気象庁HP)、<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>
- (13) 「和歌山県地域防災計画」2 和歌山県地域防災計画 地震・津波災害対策計画編(令和5年度修正版)(和歌山県HP)、https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153903_d/fil/01_jishin_1.pdf
以下、特にことわりのない限り、被害想定は本計画に基づく。
- (14) きのくに志学館は、和歌山県立図書館、文化情報センター、当館の3施設が入居する建物の総称である。図書館は教育委員会の所属で、文化情報センターは図書館組織の一部である。当館は、知事部局企画部文化学術課を主管課とする。
- (15) 「防災マップ 地震・津波編(高松・雑賀・雑賀崎)」(和歌山市HP)、https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/13_jishin_map.pdf
- (16) 「全国公文書館における東日本大震災の被災状況と対応」(国立公文書館HP)、https://www.archives.go.jp/about/activity/reconstruction/pdf/110725_01_01.pdf
- (17) 「和歌山県立文書館設置及び管理条例」(平成5年3月30日条例第1号)、https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00000173.html
- (18) 前掲注8
- (19) 「和歌山県災害対策本部規則」第11条(昭和38年規則第15号)、https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00001303.html
- (20) 「和歌山県立文書館管理規則」(平成5年規則第21号)
第3条第1項(5) 臨時休館日(前号に掲げるもののほか、館長が必要と認め知事の承認を得た日)
- (21) 「避難所・避難場所」(和歌山市HP)、http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai/bouhan_koutsu/1000032/1027249/index.html
なお、和歌山市の避難所は、国の災害対策基本法でいうところの「指定緊急避難場所」であり、避難場所が「指定避難所」に当たり、和歌山市と国では、「避難所」と「避難場所」の意味が逆になっている。このように、地方公共団体によって名称が異なることから、混同を避けるため両者をあわせて「避難所」という語を用いる。

- (22) 「市民用避難所運営マニュアル（共通版）」（和歌山市HP）、http://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/040/299/manual_R3.9_2.pdf
- (23) 「避難場所・避難所について」（和歌山県HP）、<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/hinannsaki.html>
- (24) 藤隆宏「民間所在資料保存状況調査結果報告」（『和歌山県立文書館紀要』第12号、2007年）
- (25) 龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」（『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年）
- (26) 和歌山県教育委員会編『和歌山県古文書目録1～11』（1976～1983年）
- (27) 加藤正「開館二十周年を迎えて」（『和歌山県立文書館だより』第37号、2013年）
- (28) 「和歌山県立博物館における文化庁補助事業、事業報告（平成22年～29年度）」（和歌山県立博物館）、<https://hakubutu.wakayama.jp/archive-menu/report/>
- (29) 「小冊子『先人たちが残してくれた「災害の記憶」を未来に伝える』Ⅰ～Ⅵ」（和歌山県立博物館）、https://hakubutu.wakayama.jp/archive-menu/saigai_minibook/
- (30) 現地学習会「歴史から学ぶ防災」（和歌山県立博物館YouTubeチャンネル）、<https://www.youtube.com/@wakayamakenpaku/featured>
- (31) 藤隆宏「平成二十六年度の民間所在資料保存状況調査について―御坊市・美浜町・日高川町・那智勝浦町―」（『和歌山県立文書館紀要』第18号、2016年）
藤隆宏「平成二十七・二十八年度の民間所在資料保存状況調査について」（『和歌山県立文書館紀要』第20号、2018年）
藤隆宏「平成二十九・三〇年度の民間所在資料保存状況調査について」（『和歌山県立文書館紀要』第22号、2020年）
藤隆宏「令和元・二年度の民間所在資料保存状況調査について―湯浅町・広川町―」（『和歌山県立文書館紀要』第22号、2020年）
- (32) 「県立公文書館在り方検討会議報告書 鳥取県立公文書館の役割・機能の在り方について」（鳥取県HP）、<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1048750/kobunsho-arikatakentou-report.pdf>
- (33) 鳥取県「鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例」（平成28年12月22日鳥取県条例第54号）、https://www.l.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00001877.html
- (34) 「県市町村歴史公文書等保存活用共同会議」（鳥取県HP）、<https://www.pref.tottori.lg.jp/80252.htm>
- (35) 「埼玉県立文書館管理規則」（昭和50年3月31日教育委員会規則第12号）、<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0203/reikisyokigamen.html>
- (36) 「埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（埼史協）」（埼玉県立文書館HP）、<https://monjo.spec.ed.jp/setting/saishikyo>
- (37) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会第7次専門研究委員会編集『地域史料の防災対策』（埼玉県地域史料保存活用連絡協議会発行、2014年）
- (38) 埼玉県教育委員会「埼玉県文化財保存活用大綱」（埼玉県HP）、<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/174683/taikou.pdf>
- (39) 木本洋祐（代表執筆）「神奈川県立公文書館『資料防災計画』の策定経緯とその内容について」（『神奈川県立文書館紀要』第12号、2024年）

（HP等の閲覧日：令和6年7月31日）